

社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

川島町

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 国民皆保険制度を守り、発展させてください。

国民健康保険法の第1章(総則)、(この法律の目的)第1条に、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とする。となっております。現在も変わっておりません。国・県は、相互扶助と受益者負担を強調していますが、国民健康保険の保険税は、他の保険者と比べても2倍近く高くなっています。市町村におかれましては、皆保険制度を守るために住民の防波堤となって、誰もが安心して医療にかかれるようにしてください。

【回答】国民皆保険制度は国の基本です。誰もが安心して医療にかかることができる体制を継続するためにも、応能応益に応じた国保税の負担を基準として、国保財政の安定化を図り、国民健康保険制度の維持に取り組んでまいります。【健康福祉課】

(2) 埼玉県第3期国保運営方針について

① 令和9年度の保険税水準の統一に向けた方針は、地域医療水準、地域医療機関、医師数などの格差が大きく拙速です。住民が安心して医療にかかれるようにするために、地方分権の観点から慎重に検討をすすめてください。これまでどおり、市町村で保険税を決定して下さい。

【回答】現在、埼玉県では市町村も参加して第3期国保運営方針について検討を行っております。令和9年度の保険税水準の統一についても、継続した検討を行っていることです。今後に向け、県の動向を注視してまいります。【健康福祉課】

② 一般財政からの法定外繰入、決算補填目的(赤字)繰入の解消計画の方針は、今後一律に禁止するのであれば憲法92条の地方自治の原則に反し市町村の存在意義が問われる事になります。今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

【回答】国保会計の都道府県化に伴い、市町村財政の健全化が求められ、決算補填目的の法定外繰入については、解消するように埼玉県国保運営方針にも示されております。そのため赤字市町村は、赤字発生要因を分析した上で、赤字削減・解消計画書を作成し、収納率の向上、健康づくりや重症化予防による医療費適正化の取組、適正な保険税率の設定等により、赤字の削減・解消を図り、県が支援する体制をとっております。あわせて、国・県からは保険税の軽減分に対し繰入金を設け、保健基盤の安定化を図っております。

【健康福祉課】

③第3期国保運営方針の骨子では、同じ所得、同じ世帯構成であればどこに住んでいても同じ国保税にしていく方針ですが、そもそも高すぎる保険税、地域医療提供体制を早急に整備するように県に要請してください。

【回答】現時点では、保険税水準の準統一に向け検討を行っているところです。今後に向け、県の動向を注視してまいります。【健康福祉課】

④国保法77条（保険料の減免）は、「条例の定めるところにより、特別の理由があるものに対し、保険税を減免できる。」とあります。まさに少子化対策は急務であり、特別の理由として、「18歳までの子どもの均等割はなくす(当面)」ことを行ってください。

【回答】国による未就学児の保険料均等割額の減免措置が導入されましたが、子どもの均等割負担については、保険制度の公平性と子育て支援の観点から、国レベルで検討されるべきものであると考えます。また、独自基準による減免については、一般会計からの繰り入れができません。国保財政が厳しい中、健全な運営を行うためにも、国や県の動向を注視してまいります。【健康福祉課】

【回答】国による未就学児の保険税均等割額の減免措置が導入されましたが、子どもの均等割負担については、保険制度の公平性と子育て支援の観点から、国レベルで検討されるべきものであることから、国や県の動向を注視してまいります。【税務課】

(3) 所得に応じて払える保険税にしてください。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】令和3年度に保険税の見直しを行い、均等割を一人当たり3,200円の引き下げを行いました。かつ、低所得者のかたには、平成28年度からは応益割部分における保険税軽減率を拡充しております。【健康福祉課】

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】国による未就学児の保険料均等割額の減免措置が導入されましたが、子どもの均等割負担については、保険制度の公平性と子育て支援の観点から、国レベルで検討されるべきものであると考えます。国保財政が厳しい中、健全な運営を行うためにも、国や県の動向を注視してまいります。【健康福祉課】

【回答】保険税は、被保険者間の負担の公平性を図る観点から「応能割」と「応益割」のバランスを考慮し決定しております。また、保険税は保険給付の財源となるものであることから、一部世帯のみに過度な負担が生じることの無いよう、税としての公平性を保つことのできる税率を検討してまいります。【税務課】

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】国保会計の都道府県化に伴い、市町村財政の健全化が求められ、決算補填目的の法定外繰入については、解消するように埼玉県国保運営方針にも示されております。法定外の繰入については、現状、保険税で賄えているため0円としたものです。ただし、不足する場合は基金繰入を予定します。【健康福祉課】

④ 基金から繰り入れて保険税を引き上げないでください。

【回答】国保財政が厳しい中、健全な運営と被保険者の負担を勘案し、保険税の税額については検討を重ねてまいります。【健康福祉課】

(4) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】町では、特別な事情がないにもかかわらず過年度分の国民健康保険税の滞納がある方で、納付相談により取り決めた保険税納付方法を全く履行しない方については、国民健康保険被保険者資格証明書を交付することになっています。しかし、本年度の一斉更新においては、すべての方に正規の保険証を交付しております。【健康福祉課】

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】基本的には、窓口留置は行っておりません。【健康福祉課】

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】町では、特別な事情がないにもかかわらず税を滞納している方で、納付相談等に向いに応じようとしない方、または納付相談により取り決めた保険税納付方法を全く履行しない方については、国民健康保険被保険者資格証明書を交付することとなっていますが、本年度については交付しておりません。【健康福祉課】

(5) マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。

① 老健施設・介護施設に入居している方が「マイナ保険証」の管理はむずかしく、職員が管理するのも不可能です。来年の秋以降も、例年どおりに市町村が責任を持って被保険者証は発行してください。政府が行おうとしている「資格確認書」は、マイナ保険証を持たない住民にとっては、毎年申請をしなければならず大変です。国民皆保険制度の崩壊につながります。国に従来通りに保険証を発行できるように要請してください。

【回答】マイナンバー保険証の開始及び従来の被保険者証の発行については、全国での実施となるため、大きな混乱が出ないように事務処理を行うとともに、国の動向にも注視してまいります。

② 受療権を保障するために「短期保険証」は、6カ月としてください。

【回答】町では、特別な事情がないにもかかわらず税を滞納している方で、納付相談等に向いに応じようとしない方、または納付相談により取り決めた保険税納付方法を全く履行しない方については、短期保険証の交付することとなっていますが、本年度については交付しておりません。【健康福祉課】

(6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

【回答】応益割部分に適用される保険税軽減率を「7・5・2割」を実施し、低所得者世帯に対する支援を行っており、基準の設定は現在考えておりません。【健康福祉課】

【回答】保険税の減免申請の基準は、川島町国民健康保険税条例及び要綱に基づき判断しております。国民健康保険税条例第24条に基づき、災害等により生活が著しく困難となった

方、貧困により生活のために公私の援助を受ける方などが減免対象となります。【税務課】

(7) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

① 生保基準の 1.5 倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

【回答】国民健康保険法第 44 条の規定を受けて「川島町国民健康保険に関する規則」第 12 条(一部負担金の減免又は徴収猶予)及び第 13 条(一部負担金の減免又は徴収猶予の申請)で規定しています。【健康福祉課】

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】検討いたします。【健康福祉課】

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】多忙な医療機関に減免申請書の受け付けを依頼することは、困難と考えます。【健康福祉課】

(8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

【回答】国保税の徴収については、納税相談や財産調査の実施により、生活状況等の把握に努め、個々の実情に応じて、徴収猶予の説明や生活保護担当への案内を行っております。

【税務課】

② 給与等の預貯金全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

【回答】納税義務の履行は、本来、納税者の自主納付によるべきものと考えますが、担税力があるにも関わらず滞納となっている方、納税交渉、納税相談に応じないなど納付意志が見受けられない方に対しては、納期限内納付をしていただいている方との公平性を保つため、法の規定に基づき滞納処分を実施しています。給与差押については、国税徴収法第 76 条の規定に基づく差押禁止額を考慮のうえ、実施してまいります。【税務課】

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】担税力があるにも関わらず滞納となっている方、納税交渉、納税相談に応じない納付意志のない方に対しては、納期限内納付をしていただいている方との公平性を保つため、法の規定に基づき滞納処分を実施しています。売掛金については、他の債権以上に事前通告をするなどの考慮の上、実施してまいります。【税務課】

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】様々な事情により滞納になっているものと考えておりますが、納税困難な場合には、納税相談の実施や分割納付等の措置をとっています。しかしながら、担税力があるにも関わら

ず滞納となっている方、納税交渉、納税相談に応じないなど納付意志が見受けられない方に対しては、法の規定に基づき、財産調査等を実施のうえ差押等の滞納処分を実施しています。

【税務課】

(9) 傷病手当金制度を拡充してください。

- ① 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】県・国へ要望いたします。 【健康福祉課】

- ② コロナ禍が収束しても、被用者、個人事業主、フリーランスに傷病手当金を恒常的な施策として条例の改正を行ってください。もしくは、傷病見舞金制度を創設してください。

【回答】国民健康保険の傷病手当制度については、新型コロナウイルスに感染するなどした被用者である被保険者に対して支給するために、令和2年に条例改正いたしました。令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が感染症法上の位置づけ変更となったことにより、時限立法の期限が経過しております。新たな制度創設については、今後の国保の統一に向けて検討及び調整が必要であるものと考えます。【健康福祉課】

(10) 国保運営協議会について

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】平成30年1月から、被保険者代表の委員については、公募名簿より選出しております。【健康福祉課】

- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】町民の意見が反映できるように、努めます。【健康福祉課】

(11) 保健予防事業について

- ① 特定健診の本人・家族負担を無料にしてください。

【回答】町国保加入者の自己負担はなく無料です。【健康福祉課】

- ② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】特定健診と各種検診が同時に受診できるような体制づくりに努めており、大腸がん・肺がん・前立腺がん・胃がん・肝炎ウイルス検診においては、特定健診と同時に受診ができる体制を整えています。現在、集団方式と医療機関方式を選択できます。

【健康福祉課】

- ③ 2023年度を受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】特定健診は集団方式と医療機関方式の選択できるようにしております。また、3年間未受診もしくは過去3年間で1回しか受診していない国保加入者の方に、受診勧奨通知を送付し受診できるように促します。【健康福祉課】

- ④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】個人情報管理については、定期的に注意喚起及び研修を行っております。

【健康福祉課】

(12) 財政調整基金について

財政調整基金は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときのために基金として積み立てきた住民の貴重な財産です。今、物価高騰で暮らしと経営が大きな打撃を受け、地域経済の疲弊が深刻になっている時だからこそ、基金を財源として活用し、住民の暮らしと福祉を良くするために活用をお願いします。

① 2022年度(令和4年度)の財政調整基金の金額を教えてください。

【回答】財政調整基金の2022年度(令和4年度)の年度末残高は、1,148,767,160円です。

【政策推進課】

② 高すぎる国保税を引き下げのために、財政調整基金の活用をしてください。

【回答】国保税を引き下げのために財政調整基金を活用し、法定外の繰り入れを行うことは、国保の被保険者以外の町民からの理解を得られることが難しく、多額の繰入金は一般会計を圧迫することにもなりかねません。まずは、国保財政の健全化を図っていく必要があります。

【政策推進課】

2. 後期高齢者医療について

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】検討いたします。【健康福祉課】

(2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

【回答】窓口負担2割化に対する軽減措置については、国レベルで検討されるべきものであり、国や県の動向を注視してまいります。なお、高齢者の健康状態を維持するため、長寿健診や各種健康事業の充実を図ってまいります。【健康福祉課】

(3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】今年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組を開始しました。過去5年間、健診の受診及び医療機関への通院記録がない方に対し、調査と必要に応じ保健師の訪問を行います。【健康福祉課】

(4) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】後期高齢者医療については、広域連合で県下統一による事業を実施していますので、働きかけをしてまいります。【健康福祉課】

(5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診、難聴検査を無料で実施してください。

【回答】健診、がん検診は無料で、実施しております。また人間ドックについては、25,000円を上限に助成を行っております。歯科検診については、該当年齢の方を対象に広域連合で実施しています。難聴検査については今後、検討をしてまいります。【健康福祉課】

(6) 加齢性難聴者への補聴器助成制度の創設を県、広域連合、国に求めてください。

【回答】後期高齢者に対する事業については、広域連合で県下統一による事業を実施していますので、働きかけをしてまいります。【健康福祉課】

3. 地域の医療提供体制について

(1) コロナ禍を経験し、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充こそが必要であると考えます。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】埼玉県地域保健医療計画（第7次）の第1部第3章医療圏～第4章基準病床数において、医療法に基づき、県は医療圏の設定、事業ごとの医療圏、基準病床数を規定しています。また、外来診療や在宅医療、初期救急や二次救急などの身近な医療については、できるだけ住み慣れた地域で、過不足なくサービスを受けられる体制を整備していくとありますので、今後も国や県の動向を注視してまいります。【健康福祉課】

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】埼玉県地域保健医療計画（第7次）では、住み慣れた地域で必要な医療を受けられる体制づくりのために、各保健医療圏における医療従事者の確保・養成に対する課題や取り組みが整理されていますので、町が実施できる支援等については、近隣市町村の動向等を注視してまいります。【健康福祉課】

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

(1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】保健師の専門性を求められる相談等も多く、適切な人員を確保できるよう努めています。【健康福祉課】

(2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

【回答】埼玉県地域保健医療計画（第7次）において、保健所は地域保健の広域的・専門的・技術的拠点として、また、地域の医療機関や介護・福祉施設、学校、職域等と連携を図るとされていますので、今後も国や県の動向を注視してまいります。【健康福祉課】

(3) 高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を行ってください。

【回答】新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症になり、感染対策の実施については、個人・事業主の判断が基本となります。高齢者施設などでの社会的検査については、国や県及び近隣市町村の動向を注視してまいります。【健康福祉課】

(4) PCR検査が、いつでもどこでも無料で受けられるようにしてください。

【回答】新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症になり、感染対策の実施については、個人・事業主の判断が基本となります。PCR検査体制については、国や県及

び近隣市町村の動向を注視してまいります。【健康福祉課】

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 令和6年度の制度改定にむけて、十分な介護サービスの提供体制をつくってください。
昨年度、厚労省の社会保障審議会は2024年度の改定に向けて、要介護1・2の生活援助等サービスを市町村へ「総合事業」に移行、ケアマネジメントに自己負担導入、基準額の引き下げによる利用料2割、3割負担の対象者の拡大を打ち出しました。介護保険制度創設の原点に戻って、公的責任に基づく介護保障にするように県、国に求めてください。
【回答】高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みである介護保険制度の持続のため、国、県や他自治体の動向を注視してまいります。【健康福祉課】
2. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。
次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。
【回答】今期の保険料については、当町は引き下げを行いました。令和6年度の改定内容については未定ですが、町としてできる範囲で、引き続き努力してまいります。【健康福祉課】
3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。
非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。
【回答】介護保険料については、段階を設け、所得に応じた保険料となっております。低所得者の保険料軽減については、国が主導して行っていることから、町独自の軽減については行う予定はありません。【健康福祉課】
4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。
 - (1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。
【回答】利用料限度額を超えてしまう方は、現在の介護度が状態に合っていないことが考えられますので、区分変更を勧めるなど、適正に介護が利用できるように支援してまいります。
【健康福祉課】
 - (2) 一昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費（補足給付）」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。
【回答】特定入所者介護サービス費の改定は、制度の適用を受けるための要件である、預貯金等の資産の額の基準を引き下げたものです。経済的に余裕のある方には、相応の負担を求めるという趣旨であることから、利用抑制につながるものではないと考えております。
【健康福祉課】
5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。
【回答】特定入所者介護サービスの対象施設が拡大される場合には、対応してまいります。

【健康福祉課】

6. 新型コロナウイルス感染によって、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】当町の介護事業所については、経営が悪化しているという話は聞いておりません。対策については、埼玉県、事業所への経済的な支援がありますので、相談があれば制度をご案内いたします。【健康福祉課】

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】2021年度までは、国・県と協力して、マスクやゴム手袋の配布を実施していましたが、現在では、衛生用品の流通も十分に確保されていることから、町独自で提供する予定はありません。感染者数の増加などについて、今後も引き続き、状況を注視してまいります。【健康福祉課】

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】町内の特別養護老人ホームについては、すでにワクチン接種が完了しております。ワクチン接種や新型コロナウイルス検査については、国・県が主導して実施しておりますので、町としての実施は考えておりません。【健康福祉課】

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】第8期計画に基づき対応してまいります。【健康福祉課】

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】現行の体制を維持できるよう努めてまいります。【健康福祉課】

9. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】介護提供体制の充実に向け、社会福祉協議会と協力し、ヘルパー講習会等を実施してまいります。【健康福祉課】

10. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が2020年3月31日に制定し、現在支援施策が実施されています。さいたま市、川口市では予算を取り支援策を具体化しています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【回答】町としては、今年度、教育委員会や子育て支援課、埼玉県など関係機関が集まった説明会を実施しました。今後とも、具体的な施策の検討に向け、連携して対応してまいります。【健康福祉課】

11. 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を廃止し、誰もが必要な介護（予防）サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。

【回答】保険者機能強化推進交付金は、町の介護保険特別会計において重要な収入源となっております。また、制度については、国が判断することとなっております。【健康福祉課】

12. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【回答】現状において、公費負担の中で国庫負担割合が最も大きいことから、引き上げについては難しいと考えますが、機会があれば要請してまいります。【健康福祉課】

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。

【回答】障がい者の権利の実現に向けた取組を一層強化していくため、当事者の団体との定期的な懇談内容や、当事者へのアンケート調査を参考に、次期計画を策定してまいります。

【健康福祉課】

2. 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での実施した事業、今後の計画を教えてください。

【回答】令和5年度末までの設置を目指し、比企地域自立支援協議会や、町内外の事業所と調整を進めてまいります。【健康福祉課】

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】施設整備の状況・内容により、独自補助の予算化を検討してまいります。

【健康福祉課】

(3) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】現在、令和6年度のオープンを目指して新たなグループホームの建設が始まっており、町としての補助も予定しております。今後も、ニーズに合わせたサービスを展開できるよう、町内の事業所と協力してまいります。【健康福祉課】

(4) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭につ

いて、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】高齢者担当と連携を図り、老障介護の実態の把握に努め、対応してまいります。

【健康福祉課】

3. 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

※人材紹介での求人は、多額の紹介料を必要とします。国や県へ、施策を要望するとともに、相談窓口を設けるなど具体策を講じてください。

【回答】町や埼玉県が実施する企業説明会への参加を呼びかけてまいります。【健康福祉課】

4. 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

(1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】医療費の助成額が年々増大していることから、一定の制限が導入されてきたものと思われれます。また、当町の重度心身障害者医療費助成制度は、埼玉県の基準と同様となっているため、町独自の制限の撤廃は難しい状況です。【健康福祉課】

(2) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】当町の重度心身障害者医療費助成制度は、埼玉県の基準と同様となっているため、町独自の対象の拡大は難しい状況です。【健康福祉課】

(3) 二次障害（※）を単なる重度化ととらえるのではなく、起因や治療など科学的な診断の中で進行が抑えられるように、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】障がいの程度や特性に合わせた支援を行っていくことが重要だと考えます。相談支援事業所等と連携し、適切なサービスにつなげ、障がい者の不安解消を図ってまいります。

【健康福祉課】

5. 障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について

(1) 障害者生活サポート事業

①未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】当町では実施しております。【健康福祉課】

②実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】埼玉県の補助制度が拡充されれば、利用時間の拡大も実施できるものと考えます。

【健康福祉課】

③成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。
移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

【回答】利用料減免を実施しております。【健康福祉課】

(2) 福祉タクシー事業

①初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】当町では初乗り料金の改定を受けて、配布枚数を増やしております。100円券の導入については予定しておりません。【健康福祉課】

② 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】福祉タクシーについては、介助者付き添いも含めて利用可能であり、ガソリン代支給制度についても、療育手帳所持者については介助者が運転する場合も対象となっております。なお、所得制限、年齢制限はありません。【健康福祉課】

(3) 両事業とも地域間格差を是正するために、県へ働きかけ、県の補助増額や県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】近隣市町村と連携を図ってまいります。【健康福祉課】

6. 災害対策の対応を工夫してください。

(1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】川島町における避難行動要支援者制度では、希望する方については、どなたでも登録ができます。避難経路については、訓練などを通じて確認を行っているところです。また、避難場所のバリアフリーについては、施設管理所管課と連携して進めてまいります。【総務課】

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】川島町では、避難行動要支援者名簿に登録している人数分の福祉避難所を確保できないことなどの理由により、現状、登録制度を設けておりません。今後も引き続き、福祉避難所の拡大を図ってまいります。【総務課】

(3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】避難所以外で避難生活をされている方については、発災直後は場所の特定が困難であること、災害対応を行える人員も限られていることから、救援物資を直接届けることは困難であると考えております。そのため、ハザードマップ説明会等を通じて、町民の皆様には、日頃より災害への備えをお願いしているところです。また、町といたしましても、民間事業者と物資の受入れ及び配送等に関する協定を締結しておりますので、引き続き、円滑な救援物資の供給について努めてまいります。【総務課】

(4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】避難行動要支援者名簿は、災害時には避難支援関係者に情報提供できることになっており、目的や必要性に応じて、要支援者の名簿開示を行います。【総務課】

(5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】川島町では、防災対策室を設置し、災害や感染症等の対応、対策を行っており、地域防災計画では、複合災害について対策を定めているところです。また、保健所が主体となり、災害時の医療救護に関して、医師会と協定を締結しております。今度につきましても、災害等の対応について、国、県を含めた連携強化を図ってまいります。【総務課】

7. 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】現在は不足しているという状況にはないと考えておりますが、感染者数の増加などについて、今後も引き続き、状況を注視してまいります。【健康福祉課】

(2) 入院し、治療できるように、医療機関に周知してください。

【回答】入院等の調整につきましては、埼玉県及び保健所が担当となっております。【健康福祉課】

(3) 引き続き障害者への優先接種を行ってください。ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】障がいがある方の多くは、基礎疾患がある方に該当し、当町では、6回目接種の対象として、集団接種を実施しました。今後も、かかりつけ医での接種など、障がいのある方が接種を受けやすくなるよう努めてまいります。【健康福祉課】

(4) 物価高によって、事務所維持経費が増大しています。補助金の増額、継続をしてください。

【回答】新型コロナウイルス感染症対策に伴う支援については、影響範囲が大きく、町全体として考える必要があるため、国や県、他市町村の動向を注視しながら検討してまいります。【健康福祉課】

8. 難病の就労を進めてください。

埼玉県内の市町村においても手帳のない難病患者を積極的に雇用していただきたくお願いいたします。また、今後の為に差支えなければ、現在難病患者を雇用している場合はその現状を、また雇用していない場合はその理由を具体的にお聞かせください。

※2022年12月県定例会の知事回答で、大野知事が埼玉県として手帳のない難病患者を採用する

ことを明言し、令和5年度から県の組織「スマートステーション flat」（令和2年4月1日開設）で、障害者枠外の手帳のない難病患者も採用することになりました。

また、埼玉県産業労働部雇用労働課でもチラシを作成し、少しの配慮で働ける難病患者がいることを、人材を探している企業向けに周知しています。

そのような状況下、難病は指定難病だけでも388疾患あり病態も様々で、障害者手帳の所持者はその半分程度となっている。手帳がない難病患者は、障害者総合支援法の対象であるにもかかわらず、障害者雇用推進法では対象外のため障害者枠で応募ができません。

【回答】県のような組織は町にはありませんが、職員採用では、障がいの有無・難病の有無にかかわらず広く募集し、選考しております。【総務課】

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保 育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】本町の認可保育所には、公立保育園2園と私立保育園1園があります。令和5年4月1日時点において、利用申し込みのあった児童は全て入園しており、待機児童はありません。

【子育て支援課】

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】本町の公立保育園2園の定員は、さくら保育園125名・けやき保育園120名となっています。令和5年4月1日時点において、待機児童はありませんので、現在は、両園で定員の弾力化は行っておりません。【子育て支援課】

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】現状では、公立保育所又は認可保育所の新增設の予定はありません。【子育て支援課】

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】公立保育園においては、育成支援児童の受け入れ枠は設けておりませんが、障害者手帳を持っている児童等を受け入れております。また、発達支援等巡回訪問事業業務を委託しており、発達についての専門知識を有する者が保育園を巡回し、保育士に対し、気になる子どもとその保護者への支援手法について、助言・指導していただいております。地域型保育施設への運営費補助金の増額については、育成支援児童の受け入れを含め研究してまいります。

【子育て支援課】

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】認可外保育施設が認可施設に移行する計画には、状況に応じて検討してまいります。

【子育て支援課】

2. 子どもの命を守るためにも、一人ひとりの気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

5類に移行しましたが、コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、一人親家庭など困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

【回答】当町の町立保育園におきましては、児童の心身発達の特性に応じた保育の実施を図るため、園児数が多い年代はクラスを分けて保育していることや加配職員を配置するなどして、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準以上の保育士を配置しております。一歳児保育については、埼玉県の安心・元気！保育サービス支援事業・低年齢児保育促進事業実施要綱に基づき、配置基準の6人につき1人のところ、4人につき1人の割合で配置しております。人員を確保するため、会計年度任用職員の処遇改善を行っております。【子育て支援課】

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。また、75年ぶりに「1歳児及び4、5歳児の配置基準が改善されるたたき台」が出されましたので、早期に保育士の補充ができるようにしてください。

【回答】現在、町立保育園では、配置基準以上の保育士を配置して保育の実施を行っております。1歳児については、埼玉県の低年齢児保育促進事業に基づき児童4人につき保育士1人を配置しています。また、4、5歳児の保育士配置は、こども未来戦略方針で示された職員配置基準よりも手厚い配置をしています。今後につきましても、きめの細かい保育の実施を目指し、保育士の確保に努めてまいります。【子育て支援課】

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材費（副食費）が保育料から切り離され、実費徴収されています。子育て世帯の負担が増えないよう軽減措置を講じてください。

(1) 0歳～2歳児の保育料を軽減してください。

【回答】本町では、保育料については、町独自の負担軽減措置として第3子以降の子どもが保育園に在園している場合、保育料は無料となります。また、同一世帯から2人以上の子どもが保育施設・事業を利用している場合は、在園(所)している第2子の保育料を50%減額しています。

年収360万円未満の世帯においては多子カウントにおける年齢制限を撤廃し第2子は、半額となります。また、年収360万円未満のひとり親世帯等については、2人目以降は無料とする多子世帯の負担軽減措置を講じております。【子育て支援課】

(2) 給食費食材費(副食費)を無償化してください。

【回答】昨年度(令和4年度)までは、公立保育園では副食のみを提供しており、第3子以降または年収360万円未満相当世帯の子どもに対して副食費の全額免除、就学前の子どものうち第2子については、2人とも在園していることが条件となりますが、副食費の半額2,000円を免除しておりました。幼稚園については、小学校3年生以下でカウントして第3子以降または年収360万円未満相当世帯の子どもに対しては、上限4,500円で副食費の補助を行っておりました。今年度(令和5年度)からは、保護者の負担軽減、多子世帯に対する経済的な負担軽減し、子育て環境のさらなる充実を図るため、保育園・幼稚園の児童に対する給食費の助成・減免の拡充を行っております。保育園給食費については、町立保育園の場合、(令和5年度から主食も提供し完全給食)月額的主食費700円と副食費4000円を徴収することになっております。減免については、第3子以降または年収360万円未満相当世帯の子どもに対して、主食費と副食費とも全額減免しております。就学前の子どものうち第2子については、2人とも在園していることが条件となりますが、主食費の全額と副食費の半額2,000円を減免しております。その他の児童については、主食費の全額と副食費300円を免除しております。幼稚園については、園ごとで給食費が異なりますが、第3子以降または年収360万円未満相当世帯の子どもに対して、主食費と副食費とも全額減免しております。その他の児童に対しては、1,000円を減免しています。

【子育て支援課】

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。昨年度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】厚生労働省の「認可外保育施設指導監督の指針」及び「認可外保育施設指導監督基準」に基づき、監査を行っております。引き続き、指導監督に努め、町独自の基準については、研究してまいります。【子育て支援課】

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】保育所の統廃合や保育の市場化については、社会情勢や保護者のニーズを捉えた上で、川島町の今後の保育のあり方について検討しているところです。在園児の保護者が妊娠・出産し、育児休業を取得する場合には、産前・産後休暇取得証明書及び育児休業期間が明記された在職証明書を提出していただき、原則として育児休業対象児童が最長1歳の誕生日になる月まで入園を認めています。【子育て支援課】

【学 童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】本町の学童保育クラブは、新規入所希望者が増加傾向にあるため、学校施設を借りるなどして、支援単位ずつ増やしてきました。現在では4施設（民設・民営）で9支援単位となっております。令和5年4月時点で、学童保育の待機児童はなく、すべての学童保育において、おおむね適正な規模で運営されております。【子育て支援課】

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で43市町（63市町村中68.3%）、「キャリアアップ事業」で30市町（同47.6%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】本町では、「放課後児童支援員等処遇改善事業」など、国・県の施策や補助を積極的に活用し、指導員の処遇改善に努めてまいります。【子育て支援課】

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」（※「県ガイドライン」）立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】令和5年度現在、町内の4施設9支援単位すべての学童保育施設が民設・民営で運営されているため、該当事業の補助を実施しています。【子育て支援課】

【子ども・子育て支援について】

9. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。

(1) 埼玉県は就学前までの医療費助成の現物給付を、昨年（2022年）10月から実施されました。就学前までの現物給付の対象年齢の引上げなど、市町村独自に拡充してください。

【回答】本町では、現在、入院及び通院の対象を18歳年度末までに拡充しています。

【子育て支援課】

(2) 高校生や高卒後も大学生などの学生らの多くが生活に困窮しています。通院及び入院の子ども医療費無料化の対象年齢を拡充してください。

【回答】本町では、入院の対象を令和3年4月から18歳年度末までに、通院の対象を令和4年4月から18歳年度末までに拡充いたしました。【子育て支援課】

(3) 国に対して、財政支援と制度の拡充（年齢の引き上げの法制化）を要請してください。

【回答】子ども医療費助成制度については、機会がありましたら県を通して国に要請してまいりたいと考えております。【子育て支援課】

(4) 県に対して子ども医療費無償化の年齢を18歳まで引き上げるように要請してください。

【回答】子ども医療費助成制度については、他県が行なっているように埼玉県でもまずは中学3年まで助成できるような体制が整備できるように要請してまいりたいと考えております。【子育て支援課】

(5) 政府は、子ども医療費無償化を18歳まで引き上げると同時に、不適切な診療を減らす名目で受診ごとに定額負担を検討しています。受診の抑制になり、本来の趣旨と本末転倒になります。国・県に定額負担をしないように要望して下さい。

【回答】適正な支援となるよう要請してまいりたいと考えております。【子育て支援課】

10. 子育て支援を拡大してください。

(1) 国民健康保険の保険税の子ども(18歳以下)の均等割金額相当の財政支援をしてください。

【回答】国による未就学児の保険料均等割額の減免措置が導入されましたが、子どもの均等割負担については、保険制度の公平性と子育て支援の観点から、国レベルで検討されるべきものであり、国や県の動向を注視してまいります。【健康福祉課】

(2) 小・中学校給食を安全な地元農産物の活用と無償化にしてください。

【回答】川島町では、地元の農産物を給食で積極的に使用しています。1週間の給食の内、3日間は米飯ですが、そのお米は、減農薬・減化学肥料の米を使用しています。また、川島町の特産品である「いちご」や「いちじく」を使用した給食メニューも提供し、児童生徒からとても好評です。今後も安全な地元農産物を積極的活用した給食メニューの提供に取り組んでまいります。給食費の無償化については、世界的な物価高騰が続き、保護者の皆様の日常生活への影響が懸念されるなか、給食費を無償化したいところではありますが、相当額の収入のある世帯を含めて一律無償化することは、財政的にも町の力のみでは難しいと考えており、苦しいところではあります。やはり保護者の皆様にご負担をお願いしたいと考えております。なお、川島町では、令和5年度からの新たな取り組みとして、多子世帯への子育て支援に重きをおき、未就学児の幼稚園児も含めて、第3子以降の給食費補助を開始いたしました。学校給食の無償化は大きな課題と捉えておりますので、今後も引き続き国や県内市町の動向も注視しながら、少しでも保護者の皆様の負担軽減となるよう努めてまいります。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

2020年度の厚労省ホームページに「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務のこと、住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立ったホームページやチラシを作成してください。

【回答】当町では、民生委員・児童委員、川島町社会福祉協議会やアスポート相談支援センター埼玉西部・川島出張所と連携し、生活に困窮している方の把握に努めるとともに、生活保護制度

の活用につなげております。また、県が作成した生活保護のしおりを、待合スペースに設置している棚へ置いて、町民が自由に手に取ることができるようにしております。【健康福祉課】

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、2021年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を尊重する方向性を明らかにし、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。厚労省、埼玉県のお知らせ（R5年）にそってしおりを改訂してください。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

【回答】「扶養照会」に係る事務については、埼玉県西部福祉事務所で所管しておりますので、当町では実施しておりません。【健康福祉課】

3. 生活保護のケースワーク業務の外部委託は、実施しないでください。

生活保護のケースワーク業務は、人間の生死を左右する職務であり、最もデリケートな個人情報に預かる業務であることから、自治体職員が福祉事務所で行う原則になっています。ところが、東京都中野区は、高齢の生活保護利用者を対象に「高齢者居宅介護支援事業」をNPOの外部委託を利用して実施していますが、実態は生活保護利用者宅への家庭訪問、ケース記録作成、保護費算定まですべての業務の委託でした。これは生活保護法および社会福祉法違反です。このような事例が起こらないように徹底してください。また、福祉課内の警察官OBが保護利用者を犯罪者扱いして尾行し、人権を侵害する事例が発生しています。こうしたことが起こらないよう指導を徹底してください。

【回答】当町では福祉事務所を設置しておりませんので、生活保護の事務については埼玉県が行っております。【健康福祉課】

4. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

決定・変更通知書は5種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でもミスが生じる原因になっています。国は全国一律でシステムの改定を行っていますが、それで良しとすることなく、利用者本人も確認できる、自治体独自の記載欄を設けてください。

【回答】当町では福祉事務所を設置しておりませんので、生活保護の事務については埼玉県が行っております。【健康福祉課】

5. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚労省が示す標準数を上回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。

【回答】当町では福祉事務所を設置しておりませんので、生活保護の事務については埼玉県が行

っております。【健康福祉課】

6. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。また、入所者が転出を希望する場合は、その希望を優先し、一時利用にふさわしい運用をしてください。

【回答】当町では福祉事務所を設置しておりませんので、生活保護の事務については埼玉県が行っております。【健康福祉課】

7. 熱中症からいのちを守るために国に対して夏季加算を要望してください。また、制度が創設されるまでの間、自治体として電気代補助を実施してください。

【回答】県や他市町村の動向を注視しつつ対応を検討してまいります。【健康福祉課】

8. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】民生委員・児童委員や社会福祉協議会との連携を図り、生活に困窮した町民についての情報把握に努めております。【健康福祉課】